

転入・転出 手続きガイド

問
合
せ

町民環境課 【☎35-1224】
健康保険課 【☎35-1222】
税務課 【☎35-1220】
福祉こども課 【☎35-1236】
学校教育課 【☎35-1246】
水道課 【☎33-4161】
※平成25年4月1日から役場
組織が一部変更になります。



これから4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。転入や転出の手続きを忘れずに行いましょう。

なお、手続きの際は、本人確認書類(免許証など)と印鑑を必ずご持参ください。

上里町へ

転入するときは

転入届は、町外から転入した日から14日以内に手続きをしてください。

項目	該当の方・手続き		必要なもの	担当課
☐ 転入届	他の市区町村から上里町に住所を移した方		前住所地の転出証明書 本人確認書類	町民環境課 町民係
☐ 印鑑登録	転入後に印鑑登録証明書が必要な方 (前住所地の印鑑登録は転出後使用できません。)		登録をする印鑑 本人確認書類	
☐ 住基カード	前住所地で発行した住基カードを継続利用される方		前住所地の住基カード	
☐ 国民年金	加入している方	住所変更の手続き	年金手帳・印鑑	健康保険課 医療年金係
	受給している方		年金証書・印鑑	
☐ 国民健康保険	前住所地で加入していた方は加入手続き		印鑑・身分証明書	
☐ 後期高齢医療			負担区分証明書 (県外からの転入者のみ)	
☐ 福祉3医療	こども医療	申請が必要です。	関係窓口にお問い合わせください。	福祉こども課 社会福祉係
	重度心身障害者医療			
	ひとり親家庭等医療			
☐ 児童手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。			福祉こども課 こども青少年係
☐ 保育所	転入の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。			
☐ 町立小・中学校				
☐ 介護保険	前住所地の受給資格証明書をお持ちの方は窓口を持参ください。		受給資格証明書	健康保険課 介護いきいき係
☐ 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は窓口で登録してください。		前住所地の廃車証明書・印鑑	税務課 資産税係
☐ 町営水道	「水道使用開始届」を提出してください。			水道課
☐ 犬の登録	住所変更の手続きをしてください。		前住所地で発行された鑑札	町民環境課 生活環境係

転出するときは

転出届は、町外へ転出する日が決まったらあらかじめ、又は転出してから14日以内に手続きをしてください。

項目	手続き		担当課
☐ 転出届	転出先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。		町民環境課 町民係
☐ 印鑑登録	転出により印鑑登録が廃止になりますので、印鑑登録証(カード)を返却してください。		
☐ 住基カード	新住所地で継続利用する場合		
	住基カードは返却せずに新住所地の窓口に持参し手続きをしてください。		
	新住所地で継続利用しない場合		
	住基カードを返却してください。		
☐ 国民年金	上里町での手続きはありません。		—
☐ 国民健康保険	保険証・高齢受給者証を返却してください。		健康保険課 医療年金係
☐ 後期高齢医療	県外転出の方は保険証を返却し「負担区分証明書」の交付を受けてください。(県内転出の方は返却の必要なし)		
☐ 福祉3医療	こども医療(黄)	受給者証を返却してください。	福祉こども課 社会福祉係
	重度心身障害者医療(橙)		
	ひとり親家庭等医療(緑)		
☐ 児童手当	転出の手続きをしてください。		福祉こども課 こども青少年係
☐ 保育所	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		
☐ 町立小・中学校			
☐ 介護保険	保険証を返却してください。要介護(要支援)認定を受けている方は、「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。		健康保険課 介護いきいき係
☐ 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。(必要なもの:ナンバープレート・印鑑)		税務課 資産税係
☐ 町営水道	「水道使用中止届」を提出してください。		水道課
☐ 犬の登録	上里町での手続きはありません。		—

転入・転出手続きの臨時窓口を開設します

町では、転入・転出などが多くなる3月下旬から4月上旬の引越しシーズンに住民異動届などの手続きを行うため、臨時窓口を開設します。

開設日時…**3月24日(日)、午前8時30分～午後5時15分まで**

[昼休み時間(正午～午後1時)を除く]

開設窓口…町民環境課(町民係のみ)・税務課・健康保険課・学校教育課・福祉こども課

※臨時窓口で実施する業務は、転入・転出などの手続きに伴うものです。

※業務の内容により関係機関(前住所地、本籍地の市区町村等)に照会を必要とするものについては処理できない場合もあります。その際は、平日に再来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

神保原駅南駐輪場が民営・有料化されます

4月1日から神保原駅南側の駐輪場は、有料駐輪場として民間事業者が運営します。安全・快適に利用されるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

駐輪場の整備について

民間事業者が3月中に工事を実施します。工事期間中は、一部使用できなくなる駐輪場がありますのでご協力をお願いします。工事に関するお知らせは、事業者が設置する現地看板等でご確認ください。

駐輪場の定期申し込み等について

駐輪場の利用は、民間事業者へ直接申し込みすることになります。事業者が設置する現地看板等でご確認ください。

問合せ…まち整備課都市計画係【☎35-1227】



駐輪場整備イメージ

自転車等放置禁止区域内の自転車等の整理・撤去を行います



自転車等放置禁止区域内の公共の場所に放置（駐輪）されている自転車等は、次のとおり整理・撤去しますのでお知らせします。

移行期間 平成25年3月15日(金)～31日(日)
放置自転車付近の駐輪場へ移動します。

撤去開始 平成25年4月1日(月)～
放置禁止区域から所定の場所へ撤去します。自転車等の引き取りの際には、費用が発生します。

(返還料金)

自転車1台 1,000円 / 原付1台 2,000円
(引き取り)

町役場開庁日(土・日・祝日は除く)
午前8時30分～正午・午後1時～5時

問合せ…町民環境課生活環境係
【☎35-1221内線1301・1302】

4月1日から役場組織を一部変更します！

4月1日から窓口業務の利便性を考慮して、組織の一部が変更になります。

(詳細については、広報4月号でお知らせします。)

主な変更点

- ①子育て・福祉・医療関係の窓口業務の組織を見直し、一階フロアーにまとめます。
- ②交通安全対策や環境問題等の生活環境係を、まち整備環境課として一つにまとめます。
- ③人権施策の見直しにより人権共生課を廃止し、子育て共生課に人権・男女共同参画係として配置します。

新たな課や課の再編

《町民福祉課》

町民係……………戸籍や住民票交付などに関する事務

社会福祉係……………身体障害者福祉法や生活保護法などに関する事務

《子育て共生課》

子育て支援係……………子育てや青少年の健全育成などに関する事務

人権・男女共同参画係……………人権施策や男女共同参画などに関する事務

《高齢者いきいき課》

高齢介護係……………高齢者や介護などに関する事務

地域包括支援係……………介護予防事業や地域包括支援センターなどに関する事務

《健康保険課》

医療年金係……………国民健康保険や医療年金などに関する事務

健康推進係……………各種検診や健康指導などに関する事務

《まち整備環境課》

建設管理係……………道路や河川などに関する事務

都市計画係……………都市計画や開発、区画整理などに関する事務

生活環境係……………交通安全対策や環境、廃棄物などに関する事務



「こむぎっち」着ぐるみボランティア募集

上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の着ぐるみに入って、主に町主催のイベント（町民体育祭、かみさとふれあいまつり、乾武マラソン大会など）でPR活動をしていただける方を募集し、着ぐるみボランティアとして登録します。

（応募条件）

- ①15歳以上の方（中学生を除く）
※未成年の方は必ず保護者の承諾を得てからお申し込みください。
- ②健康で元気な方
- ③身長155cm～175cm（目安）の方
- ④催事等を盛り上げていただける方
- ⑤マナー、集合時間等を守れる方
- ⑥イベント会場へ直接行ける方



（応募方法）

「着ぐるみボランティア登録申込書」に必要事項を記入の上、持参・FAX（33-2429）・郵送（〒369-0392上里町大字七本木5518番地）・Eメール（soumu@town.kamisato.saitama.jp）で総務課までお申し込みください。

※申込書は総務課又は町ホームページにあります。

問合せ…総務課庶務係【☎35-1234】

軽自動車・バイク等の 廃車手続きを忘れずに！

平成25年4月1日現在、軽自動車・バイク・農耕用トラクター等を所有している場合は、平成25年度の軽自動車税の対象になります。乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、3月29日(金)までに廃車手続きをしてください。

種類	届出先
バイク(125cc以下)	税務課資産税係【☎35-1220】 (ナンバープレートと印鑑を持参してください。)
農耕機	
小型特殊自動車	
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会熊谷支所 【☎048-574-1662】※
二輪車(126cc以上)	埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 【☎050-5540-2027】※

※手続きに必要なものは事前にお問い合わせください。

納税相談窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆3月の開庁日

○休日（午前8時30分～正午）**3月10日(日)**

○夜間（午後8時まで）**3月25日(月)**

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220】